

Alipay+決済サービス利用規約

施行 2026年5月25日

(適用範囲)

第1条 この利用規約（以下「本規約」という）は、Alipay+決済サービスに係る PG マルチペイメントサービスに関して適用される。本規約に定めのない事項（用語の定義を含む）については「PG マルチペイメントサービス利用規約」（以下「利用規約」という）第1章の定めによる。本規約の定めと利用規約の定めが矛盾抵触する場合には、本規約の定めによる。なお、いかなる場合においても、PG は、利用規約第1章第26条（損害賠償）の定める PG の損害賠償責任の範囲を超えて責任を負うものではないものとする。

(用語の定義)

第2条 本規約における用語の定義は以下の各号のとおりとする。

- (1) Alipay+決済 Alipay Connect Pte. Ltd.（以下「丙」という）が提供する「Alipay+サービス」を利用した決済手段であって、買主と甲との間の商品の購入その他の取引において商品の代金等の決済手段として利用可能なもの
- (2) Alipay+決済サービス PG が提供する Alipay+決済による商品の代金等の決済の支援を目的としたデータ処理等を実施するサービスとして本サービスを構成するものであって、本規約が定めるもの
- (3) 本決済事業者 Alipay+決済又はそれに関するサービスを提供する主体となっている事業者又はその提携事業者の総称であって、丙、その関係会社、及びそれらのいずれかと接続する若しくは契約関係を有する事業者を含む（これらの事業者は、PG 及び甲の同意の有無を問わず当該事業を関係会社等に譲渡することがあり、その場合の譲受事業者を含む）

(Alipay+決済サービスに係る本サービスの内容)

第3条 Alipay+決済サービスに係る本サービスの内容は、利用規約第5条（本サービス内容及び利用）に定める本サービスの内容に、以下の各号のサービスが追加されたものとする。

- (1) 甲から授与された代理権に基づき、甲の代理人として、本決済事業者に対し、加盟申請を行い、これに対する回答を受領すること
- (2) 前号のサービスを利用して承認された加盟申請に基づく請求、申請、通知等及びその受領に関して甲を代理し、又は業務を遂行すること
- (3) 本決済事業者が PG の代理受領権に基づき引き渡される決済売上金を管理するためにデータ処理を行うこと
- (4) 本決済事業者からの請求があった場合、決済売上金の返金業務のための業務を行うこと
- (5) 前各号の各サービスに付随し又は関連するサービスとして PG が定めるサービス

(Alipay+決済サービスに係る本サービスの利用)

第4条 甲が Alipay+決済サービスに係る本サービスの利用を希望する旨を記載した本申込書等を PG に提出した後、当該本申込書等に係る登録が完了した旨の通知及び Alipay+決済サービスの提供開始日の通知の双方が PG から甲に到達した場合、通知を受けた当該提供開始日以降、本規約は本利用契約の内容に含まれ、Alipay+決済サービスが本サービスに追加されるものとする。但し、甲が提供開始日の通知を受けた日が当該提供開始日である場合には、当該通知を受けた時以降利用することができるものとする。

2. 前項の定めにかかわらず、本利用契約の成立後に甲が PG に対して Alipay+決済サービスに係る本サービスの利用を PG 所定の方法によって申し込み、これを承諾する旨の通知及び提供開始日の通知の双方を PG から受けた場合、通知を受けた当該提供開始日以降、本規約は本利用契約の内容に含まれ、Alipay+決済サービスが本サービスに追加されるものとする。前項但書は、本項の場合に準用するものとする。
3. Alipay+決済サービスに係る本サービスは、日本円で代金等の決済に関してのみ利用できるものとする。

(Alipay+決済サービスに係る本サービスの利用の対価)

第5条 甲は、Alipay+決済サービスに係る本サービス利用の対価として本申込書等に記載の初期導入費用等及びこれらに対する消費税等相当額を PG に支払う。その支払い方法に関しては、利用規約第6条（初期導入費用等）の規定を準用する。

(甲の遵守事項)

- 第6条 甲は、本利用契約に明示的に規定されている条項以外に、本決済事業者が遵守を求める事項（形式・名称の如何を問わず規則、マニュアル及びガイドライン等を含み、具体的には、Alipay+ Core Rules: Main Rules、Alipay+ Core Rules: China Chapter、紛争解決ガイドライン (<https://global.alipay.com/docs/ac/dispute/overview>)、禁止・制約商品リスト (<https://global.alipay.com/docs/ac/Platform/prohibitedandrestricted>)、Alipay+ Brand Guidelines (https://docs.alipayplus.com/alipayplus/alipayplus/brand_guidelines/foundational_brand#ThUO3)、Alipay+ Code-Scanning Payment Standard (https://docs.alipayplus.com/alipayplus/alipayplus/code_scanning_payment_standards_mpp/overview?role=MPP&product=Payment1&version=1.4.1)、並びに、Management Rules For Overseas Acquirers (<https://global.alipay.com/docs/ac/Platform/mk3vtg>) 等含むがこれらに限られない。PG 及び甲の承諾なく変更が生じる可能性があり、その場合には変更後の内容を含む。以下あわせて「本決済事業者が定める事項」という)に同意し、これらを自己の費用と責任のもと遵守する。なお、本利用契約に定めのない事項については、その他本決済事業者が定める事項が適用され、本利用契約とその他本決済事業者が定める事項との間に矛盾抵触がある場合には、本利用契約の定めが優先するものとする。
2. 甲は、PG が Alipay+決済サービスに係る本サービスを提供するにあたり、本決済事業者又は政府機関等が定める期日までに、本決済事業者及び政府機関等の求める情報・資料等の提供その他必要な協力を行わなければならない。PG が甲から受

- 領した情報・資料等については、本決済事業者の法令等の遵守のために必要な場合、PG・本決済事業者間の契約に基づく場合、又はPGが甲にAlipay+決済サービスに係る本サービスを提供するために必要な場合には、PGが、利用規約第16条（秘密保持等）の定めに関わらず、本決済事業者及び政府機関等に共有することができること、並びに、本決済事業者と政府機関及び本決済事業者間で共有することができることに予め同意する。
3. PGは、本決済事業者の手数料又は本決済事業者からの支払通貨等が変更となったときその他社会情勢の変動等によりPGが必要と認めるときは、甲に対する事前の通知により、甲の負担すべき初期導入費用等を変更することができる。
 4. 甲は、Alipay+決済サービスに係る本サービスの利用、又は商品の販売若しくは提供に関して、適用法令、自主規制規則、ガイドライン、政府機関等の指示・命令及び業界標準等（以下、本規約において「法令等」という）を遵守しなければならない。また、虚偽取引、クレジットカード詐欺、マネー・ロンダリング等違法・不正な取引を行ってはならず、かつ買主に行わせてはならない。不正取引が発生し又はそのおそれがあるときは、甲は速やかにそれを調査し、解決しなければならない。これを怠った場合は、本決済事業者及びPGが売上金の減額や支払い留保等必要な措置をとることができることに同意する。
 5. 甲は、Alipay+決済サービスに係る本サービスの利用に関し、以下の行為を行ってはならない。甲は、以下のいずれかの行為を行う場合には、本決済事業者のいずれかから、本決済事業者が実際に損害を被ったか否かにかかわらず、PG又は甲に対して課徴金、罰金、制裁金、反則金、違約金、手数料等（名称の如何を問わない）を課される可能性があること、実際に課された場合甲がかかる金銭の一切をPGに対して賠償し又は本決済事業者に直接支払うことに同意する。
 - (1) 法令等（輸出入規則、贈収賄やマネー・ロンダリングに関する規制、外国為替及び外国貿易法その他各国の制裁措置や各国の制裁対象者リスト（当該制裁の対象者を「制裁対象当事者」という）、サイバーセキュリティや個人情報保護に関する規制、国際ブランドのルール、を含む）に違反する取引
 - (2) 本決済事業者が禁止する商材の取引
 - (3) 一般的に認められた市場価格がない商品の取引
 - (4) 不透明な価格設定メカニズム及び潜在リスクのある無形商品の取引
 - (5) 中国及び中国のセキュリティ、中国の公共の利益を害するおそれのある行為
 6. 甲は、各国の制裁対象当事者でないこと及び以下の事由に該当しないことを表明保証し、また、甲は、各国の制裁対象当事者又は以下の事由に該当するものを買主等とした取引をAlipay+決済サービスに係る本サービスの対象としてはならない。
 - (1) 制裁対象当事者と活動、提携又は取引をすること
 - (2) 制裁対象当事者に所有又は支配されること
 - (3) 制裁措置を講ずる各国の政府機関が標的とする政府機関、個人、プロジェクトと事業に関与すること
 - (4) 管轄区域全域が包括的な制裁対象である国又は地域で業務又は取引を行うこと
 7. 甲は、本決済事業者の所在する中国の法令等や社会情勢の変化・変更から生じるリスクを十分認識し、合理的な危機管理対策を取らなければならない。
 8. 甲は、本決済事業者又はAlipay+決済に関するロゴ、商標又は販促物等（チラシ及び広告のための資料等を含むがこれに限られない）の一切は、甲に提供されるものであっても、本決済事業者にその知的財産権の一切が帰属していることを確認する。甲は、それらのいずれかが本決済事業者から直接又はPG若しくは第三者を通じて甲に提供された場合には、それらの取扱いに関し、本決済事業者の定めるガイドライン（https://docs.alipayplus.com/alipayplus/alipayplus/brand_guidelines/foundational_brand#ThUO3）を含むがこれに限られない。PG及び甲の承諾なく変更が生じる可能性があり、その場合には変更後の内容を含む）及び指示に従わなければならない。PG及び甲の承諾なく変更が生じる可能性があり、その場合には変更後の内容を含む）及び指示に従わなければならない。また、甲は、それらを利用する場合、はっきりと甲が特定される方法で利用しなければならない。Alipay+決済が利用可能であることを示す目的以外で使用してはならない。甲は、それらのいずれかの誤使用・不正利用があるとき若しくはそのおそれがあるとき、又は、本条第11項若しくは第20項に違反したとき若しくはそのおそれがあるときは、直ちにPGに報告し、PG及び本決済事業者の指示に従うものとする。甲は、本決済事業者がこれに係る調査や対応等に要した弁護士費用を補償するものとする。
 9. 甲は、Alipay+決済サービスに係る本サービスの利用に係る自己のプライバシーポリシーに本決済事業者のプライバシーポリシー（PG及び甲の承諾なく変更が生じる可能性があり、その場合には変更後の内容を含む）に服することを明記しなければならない。
 10. 甲は、商品の販売又は提供に関する情報を少なくとも当該取引時から5年間（法令等で求められる場合はそのより長い期間）適切に保存しなければならない。
 11. 甲は、決済画面及び決済完了画面に、本決済事業者が別途指定するロゴ・標識を掲示するものとし、他の決済事業者のロゴ・標識と比べて目立たないように掲示してはならない。甲は、この義務の遵守状況の確認のため、又は、甲のウェブサイトに掲載された、決済用若しくは広告用のQRコードその他広告資料の設置や検査・確認のため、本決済事業者、その委託先、及び政府機関等が直接甲に連絡を取る可能性があること、及び、本決済事業者、その委託先、及び政府機関等が甲の店舗・事業所・営業所を監査する可能性があることに同意する。
 12. 甲は、本利用契約の有効期間中、合理的理由なく、買主に対してAlipay+決済サービスの利用につき停止その他制限を課してはならない。
 13. 甲は、Alipay+決済サービスに係る本サービスを、自身を売主とする買主への商品の販売又は提供（但し、甲が法令等上の登録等を有するものに限る）に関する代金等の決済以外の目的で利用してはならない。
 14. 甲は、日本国内に甲の事業所又は営業所を有する場合にのみ、Alipay+決済サービスに係る本サービスを利用することができる。
 15. 甲は、PGが本利用契約に基づく決済売上金を甲に支払いをしない場合であっても、買主に対して当該決済売上金を直接請求してはならない。
 16. 甲は、本利用契約上の義務に違反し若しくは違反するおそれがある場合、又はAlipay+決済サービスに係る本サービスを利用した甲の事業の継続若しくは甲の買主へのサービス提供へ重大な影響を及ぼす事象が発生し若しくは発生するおそれがある場合には、直ちにPGに報告し、PGの指示に従うものとする。また、甲は、甲のPGへの報告の有無にかかわらず、本決済事業者及びPGが、必要と認めるときは、本決済事業者、その関係会社や委託先、政府機関等に対して、甲やその商

- 品、サービス又は取引に関する報告を、甲への事前の通知や承諾なく行うことができることを予め同意する。
17. 甲は、PG 及び本決済事業者が法令等上求められるとき又はそれらが自ら必要と認めるときは、PG 及び本決済事業者、その関係会社や委託先、政府機関等が、甲に対して必要な情報・資料等の提出を求めることや、甲の事業所・営業所に立入り監査を行うことができることに予め同意し、甲は当該要請を受けた場合速やかに、又は、PG 及び本決済事業者、その関係会社や委託先、政府機関等が対応期限を定める場合には当該定められた期限までに、それに従い必要な対応を行う。
 18. 甲は、決済の処理量に大きく影響を与えうる計画的なメンテナンスやマーケティングを実施する場合、又は、年間決済額が100万ドルを超える場合には、予め、PG 所定の期日前に、PG 所定の方法で、PG 又は本決済事業者が求める資料の提出及び届出を行い、また必要に応じて本決済事業者の審査を受けなければならない、期日内の資料提出若しくは届出を怠った場合には、又は、本決済事業者の裁量により、Alipay+決済サービスに係る本サービスの利用停止等の措置がとられる場合があることを予め同意する。
 19. 甲は、PG の認めるカスタマーサービスの水準を上回る水準で、買主にサービスを提供しなければならない。対象項目には、以下を含むが、以下に限られない。
 - (1) 本決済事業者の定めるルールに抵触しない、甲の返品ポリシーの開示
 - (2) 苦情・問い合わせ窓口の設置
 - (3) 返品対応
 - (4) 商品の注文照会及びステータス追跡
 20. 甲は、PG 及び本決済事業者の事前の書面による承諾なく、本決済事業者、その関係会社、及び Alipay+決済に関するプレスリリースその他の公表を行ってはならない。また、プレスリリースその他公表を行った事項について本決済事業者又は PG から公表の中止又は公表内容の変更を求められた場合には、甲は、本決済事業者及び PG の指示に従い速やかに当該公表の中止又は公表内容の変更の措置を講じるものとする。
 21. 甲は、本決済事業者、その関係会社、及び PG が、Alipay+決済サービスに係る本サービスの利用促進のために、甲の個別の承諾なく、印刷物、ホームページ等に甲の名称及び所在地又はロゴ・商標等を記載することを予め同意する。また、甲は、本決済事業者、その関係会社、及び PG が、甲から受領した情報・資料等について、法令等及び契約遵守目的、Alipay+決済サービスに係る本サービスの利用目的、法的手続又は紛争解決目的、広告・マーケティング目的、調査・分析目的、事業運営、及び/又は、サービスの品質向上目的でデータ処理、使用及び/又は開示等することを予め同意する。

(返金に関する特則)

- 第7条 甲は、商品の販売又は提供を目的とした甲と当該商品の買主との間の契約の解消（解除、取消その他原因の如何を問わない）、返品、無効等があった場合、直ちに PG に届け出るとともに、PG 所定の方法にて当該契約の代金等の債権に係る手続の取消し、返品処理等必要な手続を行うこととする。甲は、当該商品の代金等を現金等により直接当該買主に返還してはならず、直接返還を行った場合は PG 及び本決済事業者は一切責任を負わない。
2. 買主が甲のアフターサービスポリシー又は法令等に基づき決済売上金の返金を求めたときは、甲は、PG に対し、PG 所定の方法により、速やかに返金の指示を行う。但し、当該返金処理が可能な期間は本決済事業者が定める期間に限るものとする。
 3. 前項の場合であって PG の指示がある場合には、甲は、PG 所定の方法により、PG に対して返金分の金員を支払う。なお、決済売上金及び返金の額についての本決済事業者及び PG の判断及び処理は絶対のものであり、甲がこれに異議を述べることはできない。甲の当該支払いの未履行、遅延又は不足等がある場合、本決済事業者は買主に対しての返金を留保することができ、この場合、本決済事業者及び PG は、当該留保について買主に対して何ら責任を負わず、甲が責任を負うものとし、本決済事業者又は PG が買主から当該留保について損害賠償請求その他の請求を受けた場合には、甲の費用と責任でこれを解決するものとし、甲は本決済事業者及び PG が被る一切の損害・損失等を賠償する責任を負う。
 4. 甲は、自己のアフターサービスポリシー（本決済事業者が定める事項に抵触しないもの）を、取引時点又は取引前に、買主に対して、書面又は口頭で、適切に通知しなければならない。

(買主との紛争等に関する特則)

- 第8条 買主が、本決済事業者に対し、Alipay+決済サービスに係る本サービスを利用した取引について、何かしらの不服を本決済事業者又は PG 宛に申し立て（商品の未受領、内容相違、欠陥・品質不足又は返金未処理についての請求又は紛争を含むがこれらに限られない。以下本条において「紛争等」という）、本決済事業者又は PG の求めがある場合には、甲は、当該本決済事業者又は PG 所定の期日までに、調査・回答を行い、当該本決済事業者又は PG の指示に従い返金対応等の必要な対応を行わなければならない。詳細は、本決済事業者の定めるガイドライン (<https://global.alipay.com/docs/ac/dispute/overview> 記載のもの。本決済事業者の裁量により、PG 及び甲の承諾なく変更されることがあり、その場合は変更後の内容を含む) の定めるところによる。
2. Alipay+決済サービスに係る本サービスを利用した取引に関する買主との紛争等について、いかなる場合も、本決済事業者及び PG のいずれも何ら責任を負うものではなく、甲は、甲自身の費用と責任で解決しなければならない。

(取扱商品・取扱業種に関する特則)

- 第9条 本利用契約に別途定める他、甲は、本決済事業者が禁止・制限する商品（Alipay+ Core Rules: Main Rules、Alipay+ Core Rules: China Chapter、<https://global.alipay.com/docs/ac/Platform/prohibitedandrestricted> 記載のもの、及び、その他本決済事業者が定める事項で定めるもの。本決済事業者の裁量により、PG 及び甲の承諾なく変更されることがあり、その場合は変更後の内容を含む）を販売又は提供してはならない。なお、本決済事業者が定める禁止・制限する商品には、以下を含むが、これらに限られないものとする。また、甲は、本決済事業者が制限する業種（航空業種又はマーケットプレイス業種、その他本決済事業者が定める事項で定めるもの。本決済事業者の裁量により、PG 及び甲の承諾なく変更されることがあり、その場合は変更後の内容を含む）に関連する商品を販売又は提供する場合には、予め、PG 所定の期日前に、PG 所定の方法で、PG 又は本決済事業者が求める資料の提出及び届出を行い、本決済事業者又は PG の承諾を得なければならない。加えて、甲は、強制労働により採掘、生産又は製造された商品の全部又は一部を禁止又は制限する法令等を遵守しなければならない。

- (1) 公序良俗に反するもの（アダルト商品・サービス全般に関するものを含む）
 - (2) 賭博、博打、博奕にあたるもの（宝くじ、カジノに関するものを含む）
 - (3) たばこ、麻薬、ジェネリック医薬品、偽薬、麻酔薬、向精神薬や販売の禁止されている医薬品その他の禁制品等を取扱うもの
 - (4) 武器及び武器・軍事・国防に関するもの、ナイフ・火薬等危険性の高いもの
 - (5) いわゆる、ねずみ講、マルチまがい商法、又はそれに類すると思われるもの
 - (6) 保険、外国為替、換金に関する商品等、金融商品又はそれに類すると思われるもの
 - (7) 絶滅危惧種・保護種等の生物、又は生物に関するもの
 - (8) 古物（その複製品を含む）に関するもの
 - (9) 人種・性別・宗教等に関する差別を助長しうるもの
 - (10) テロ等国家の安全を脅かしうるもの
 - (11) 第三者のプライバシー、財産、その他の権利を侵害するもの
 - (12) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
 - (13) その他本決済事業者が不相当と判断するもの
2. 甲が前項に違反した場合、本決済事業者のいずれかから、本決済事業者が実施に損害を被ったか否かに関わらず、PG 又は甲に対して課徴金、罰金、制裁金、反則金、違約金、手数料等（名称の如何を問わない）を請求される場合があることを甲は承諾し、甲は、第12条に定める損害賠償責任に加え、PG が本決済事業者から請求された課徴金等相当額を PG に対し支払う義務を負うこと又は本決済事業者に直接支払うことに合意する。

（免責に関する特則）

- 第10条 本利用契約に定めるものの他、その事由の如何を問わず、Alipay+決済に係る本サービスの振込の入金不能、入金遅延又は停止等が生じたとしても、これによって甲に生じた損害について、PG は一切の責任を負わない。
2. Alipay 決済及び Alipay+決済サービスに係る本サービスは本決済事業者及び PG が現状有姿のまま提供するサービスであり、本決済事業者及び PG は甲に対し如何なる保証（Alipay 決済及び Alipay+決済サービスに係る本サービスに瑕疵がないこと、エラーがないこと、中断なく動作すること、権利、正確性、品質、安全性、完全性、適時性、応答性、生産性、非侵害性、ライセンスする権利があること、商品性、又は、目的適合性を含むがこれに限られない）を行わない。
3. 甲は、Alipay+決済に係る本サービスの利用にあたっては、本利用契約の制限による他、本決済事業者の定めるサービス仕様等による制限に服するものであることを確認する。

（取引制限に関する特則）

- 第11条 PG・本決済事業者間の契約が終了した場合、本利用契約のうち本規約に定める Alipay+決済サービスに関する部分は当然終了するものとし、甲は、本決済事業者又は PG から使用を許された知的財産権の使用を中止しなければならない。
2. 本決済事業者及び PG は、甲が本利用契約若しくは本決済事業者が定める事項に違反し若しくは違反するおそれがあると本決済事業者が認めるとき、不正利用若しくは詐欺的取引である疑いがあると本決済事業者が認めるとき、又は、本決済事業者の法令等や自己のポリシー等の遵守のためその他目的の如何を問わず本決済事業者が必要と認めるときは、その裁量で、甲の Alipay 決済及び Alipay+決済サービスに係る本サービスの利用に関して、取引制限を課すこと（取引額の上限定定や取引の種類制限設定、関連するシステムや端末の提供中止・回収、取引データ処理の制限を含むがこれに限られない）、決済売上金の支払いの拒否若しくは留保、決済売上金の支払日の変更、Alipay 決済、Alipay+決済サービスに係る本サービスの提供の拒否若しくは停止をし、又はその他必要と認める危機管理策をとることができ、これらの場合、PG 及び本決済事業者は、これらの措置に起因し発生する損害等について、甲に対して一切の責任を負わない。なお、これらの場合、当該措置の根拠・妥当性について PG は関与するものではなく、甲は、本決済事業者の判断に従う。また、PG は、その根拠・妥当性について、甲や買主等に説明する義務を負うものではない。

（損害賠償責任の特則）

- 第12条 利用規約第26条（損害賠償）に定めるところの他、PG は、甲が Alipay 決済若しくは Alipay+決済サービスに係る本サービスを利用したことによって、甲の作為、不作為若しくはエラーによって、又は、甲の、本利用契約、本規則等、本決済事業者が定める事項、法令等への違反、不正利用や第三者の知的財産権の侵害、詐欺や詐欺的表明保証、若しくは故意によって、PG 以外の第三者（本決済事業者及びその関係会社を含むがこれに限られない）に損害等が生じた場合、及び、PG 若しくは本決済事業者が本決済事業者、政府機関等やその他の第三者から課徴金、罰金、制裁金、反則金、違約金、手数料等（名称の如何を問わない）を課された場合にも、甲に当該損害等の賠償を請求することができ、甲はこれに応じて賠償しなければならない。
2. 甲は、PG、本決済事業者又はその関係会社が甲の商標その他知的財産、情報・資料等を利用したこと起因し、PG、本決済事業者又はその関係会社が第三者から請求等を受ける等した場合、PG の求めに応じ、本決済事業者又はその関係会社に生じた紛争等について、必要な協力（当該紛争等の解決や紛争等の状況の報告の他、当該紛争等を回避するための商標その他知的財産、情報・資料等の変更・修正・置換、当該第三者からの使用許諾の取得を含むがこれに限られない）をしなければならない。また、これにより本決済事業者、その関係会社、及び PG に生じた損害等について、賠償しなければならない。
3. いかなる場合であっても、第三者の作為不作為によって甲に生じた損害については、PG 及び本決済事業者はその責任を負わないものとする。また、いかなる場合であっても、PG 及び本決済事業者は、逸失利益、機会損失、信用若しくは評価の棄損、間接損害、偶発損害、特別損害、派生的損害、懲罰的損害について、それが予見可能であったかその発生の可能性について助言を受けていたかにかかわらず、責任を負わないものとする。
4. いかなる場合であっても（本決済事業者の責めに帰すべき事由に起因し甲に損害が生じ PG が損害賠償責任を負う場合も含むがこれに限られない）、PG が本決済事業者から当該損害の賠償を受けることができない場合には、PG は甲に対し損害賠償責任を負わない。

(第三者への委託に関する特則)

第13条 本利用契約の定めにかかわらず、甲は、PGの事前の書面による承諾なく、Alipay+決済サービスに係る本サービスに基づく業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

(事後効)

第14条 本利用契約のうち Alipay+決済サービスに関する部分が事由の如何を問わず終了した後においても、当該終了の日までに PG のシステムによって受信された販売の申込に関するデータに係る甲の販売であって本決済事業者が有効と認めるものに関しては、本利用契約はなお有効に継続するものとする。

2. 本利用契約のうち Alipay+決済サービスに関する部分が事由の如何を問わず終了した後においても、第6条（甲の遵守事項）から第8条（買主との紛争等に関する特則）、及び、第10条（免責に関する特則）から第17条（PG及び本決済事業者が加盟する加盟店情報交換センター、共同利用の範囲及び目的等）の規定は、なお無期限に有効とする。

(甲の審査情報等)

第15条 甲は、本規約第5条（本サービス内容及び利用）の定めに加え、本申込書等の提出時点及び本利用契約の有効期間中、PGの求めに応じ、甲又は甲の事業・取扱商品等に関連する事項として PG が指定する事項に関する情報・資料等を、PG が指定する方法によって PG に提供するものとする。これらの甲の情報・資料等は、その提出時点にかかわらず、本申込書等の一部をなし、本利用契約の一部をなすものとする。

2. PG は前項に基づき甲から受領した情報・資料等を本決済事業者及びその関係会社に提出することができ、本決済事業者がその関連会社、他の本決済事業者又は取扱銀行に当該情報・資料等を共有することを予め同意する。

3. 甲は、第1項その他本利用契約に基づき PG に提供する情報・資料等が真実かつ正確、最新、完全な内容であることを表明保証するものとし、当該表明保証に反する情報・資料等を PG に提供してはならない。

4. 甲は、第1項その他本利用契約に基づき PG に提供する情報・資料等の全部又は一部に変更があった場合、又は、その内容が前項に違反するおそれがあることが判明した場合には、直ちに PG に報告し、PG の指示に従い、直ちに変更後の又は前項を遵守した情報・資料等を提出しなければならない。

(加盟店情報の取得・報告・共同利用の同意等)

第16条 甲は、本利用契約（本申込書等を含む）に基づき生じた甲に関する客観的事実が、PG及び本決済事業者の加盟する加盟店情報交換センター（以下「センター」という）に報告されること、並びにセンターに報告された情報（既に報告されている情報を含む）が、甲に関する加盟審査、加盟後の加盟店調査、加盟店に対する措置及び取引継続に係る審査のため、当該センターの加盟会員会社によって利用されることに同意するものとする。なお、PG及び本決済事業者が現時点で加盟するセンターは次条のとおりであり、その後、変更追加された場合には、当該変更追加内容を甲に通知（方法を問わない）ないし PG が適当と認める方法で公表することにより、本規約におけるセンターとして追加変更されるものとする。

2. 甲は、PG及び本決済事業者が加盟するセンターに登録されている甲に関する情報を、PG及び本決済事業者が、加盟審査、加盟後の加盟店調査、加盟店に対する措置及び取引継続に係る審査のために利用することについて同意するものとする。

3. 甲は、客観的事実に関する情報が、PG及び本決済事業者の加盟するセンターを通じて、センターの加盟会員会社に提供され、本条第1項記載の目的で利用されることに同意するものとする。

4. 甲は、客観的事実に関する情報が、次条で定める共同利用の目的、共同利用する情報の内容、共同利用の範囲内で PG 及び本決済事業者の加盟するセンターの加盟会員会社相互によって共同利用されることに同意するものとする。

5. 甲の代表者は、PG、本決済事業者及びセンターに対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、PG、本決済事業者及びセンター所定の方法により、代表者の自己に関する個人情報又は個人関連情報を開示するよう請求することができるものとする。万一、PG が保有する加盟店情報又は PG がセンターに登録した登録内容が不正確又は誤りであることが判明した場合には PG は速やかに訂正又は削除の措置をとるものとする。

6. 甲（代表者個人を含み、以下本条から第18条（加盟店情報の取得、保有、利用に不同意等の場合）まで同じ。但し、文脈上明らかに法人のみを名宛人としているものについては、代表者個人は除く）は、加盟店に対する措置及び取引継続に係る審査、本利用契約に関する PG 及び本決済事業者の業務のために、甲に関して取得した情報（以下、これらの情報を総称して「加盟店情報」という）を PG 及び本決済事業者が適当と認める保護措置を講じたうえで PG が取得・保有・利用すること、及び PG が本決済事業者が開示し本決済事業者が取得・保有・利用することに同意するものとする。また、甲は、二重加盟や二重契約の防止等の理由から他の加盟店に係る加盟審査並びに加盟後の加盟店調査、加盟店に対する措置及び取引継続に係る審査のために加盟店情報を利用することに同意するものとする。本項の定めは本利用契約終了後も存続する。

7. 甲は、Alipay+決済サービスに係る本サービスの利用申し込みが不成立となった場合であってもその不成立の理由の如何を問わず、加盟申込をした事実、内容について PG 及び本決済事業者が利用すること並びにセンターに一定期間登録され、センターの加盟会員会社が利用することに同意するものとする。

8. 甲は、PG 及び本決済事業者が、本利用契約終了後も業務上必要な範囲で、法令等及び PG 又は本決済事業者が定める所定の期間、加盟店情報を保有し、利用することに同意するものとする。

(PG 及び本決済事業者が加盟する加盟店情報交換センター、共同利用の範囲及び目的等)

第17条 PG 及び本決済事業者が加盟するセンターの詳細は、以下のとおりとする。

名称	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター (JDMセンター)
住所	〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町14-1 住生日本橋小網町ビル6階
電話	03-5643-0011

受付時間	月～金曜日 午前10時～午後5時 (年末年始等を除く) ※詳細はお問い合わせください。
共同利用の目的	割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店による買主等の保護に欠ける行為(その疑いがある行為及び当該行為に該当するかどうか判断が困難な行為を含む)に関する情報及び買主等を保護するために必要な加盟店に関する情報並びにカード番号等の適切な管理及びカード番号等の不正な利用の防止(以下「クレジットカード番号等の適切な管理等」という)に支障を及ぼす加盟店の行為に関する情報及びクレジットカード番号等の適切な管理等に必要な加盟店に関する情報を、PGがJDMセンターに報告すること及びJDM会員に提供され共同利用することにより、JDM会員の加盟店契約時又は途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店の排除をするとともにクレジットカード番号等の適切な管理等を推進し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資すること。
共同利用する情報の内容	①個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実及び事由 ②個別信用購入あっせんに係る業務に関し買主等の保護に欠ける行為をしたことを理由として個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事由 ③クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等を図るために必要な調査の事実及び事由 ④クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等のための措置が、割賦販売法に定める基準に適合せず、又は適合しないおそれがあると認めて当該加盟店に対して行った措置(クレジットカード番号等取扱契約の解除を含む)の事実及び事由 ⑤買主等の保護に欠ける行為に該当したもの(該当すると疑われる又は該当するかどうか判断できないものを含む)に係る、JDM会員・買主等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報 ⑥買主等(契約済みのものに限らない)からJDM会員に申出のあった内容及び当該内容のうち、買主等の保護に欠ける行為であると判断した情報(当該行為と疑われる情報及び当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報を含む) ⑦加盟店が行ったカード番号等の管理等に支障を及ぼす行為に関する情報 ⑧行政機関が公表した事実とその内容(特定商取引に関する法律等について違反又は違反するおそれがあるとして、公表された情報等)について、JDMセンターが収集した情報 ⑨上記の他買主等の保護に欠ける行為に関する情報 ⑩前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号及び生年月日(法人の場合は、名称、住所、電話番号、法人番号並びに代表者の氏名及び生年月日)。但し、上記⑥の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名及び生年月日(法人の場合は、代表者の氏名及び生年月日)を除く。
共同利用の範囲	一般社団法人日本クレジット協会会員であり、かつ、JDM会員である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者及びJDMセンター (JDM会員会社は一般社団法人日本クレジット協会のホームページに掲載する、ホームページ http://www.j-credit.or.jp)
保有される期間	登録日(上記③及び⑦にあつては、当該情報に対応する④の措置の完了又は三者間契約の解除の登録日)から5年を超えない期間
共同利用責任者	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター 代表理事：松井 哲夫

(加盟店情報の取得、保有、利用に不同意等の場合)

第18条 甲は、甲が本利用契約に必要な記載事項の記載を希望しない場合、第15条(甲の審査情報等)に定める義務の履行を怠る場合、若しくは、本利用規約の表明保証違反がある場合、又は前2条に規定する内容の全部又は一部を承認できない場合は、PGが本利用契約の全部又は一部を解除することがあること、及び本決済事業者の裁量により Alipay+決済サービスに係る本サービスのアクセスの停止、提供停止若しくは終了等を行われることに同意するものとする。

以上